

県たばこ税

この税は、みなさんがたばこを購入するときその代金の中に含まれているものです。

納める人

たばこ製造者、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者です。

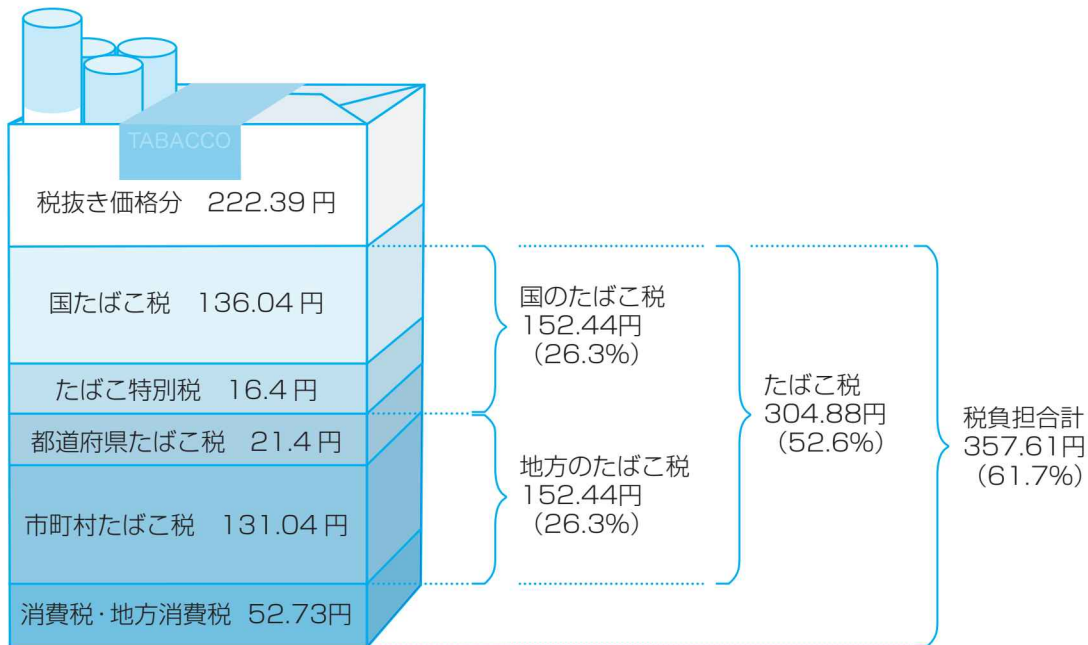
納める額

1,000 本あたり 1,070 円です。（令和 4 年 4 月 1 日現在）

（税率：円／1,000 本）

	合 計	道府県	市町村	国
		たばこ税	たばこ税	たばこ税 ※たばこ特別税含む
令和3年10月1日～	7,622	1,070	6,552	7,622

○ たばこの税負担内訳（1箱 580 円の場合）



加熱式たばこに対する課税方式

従来、加熱式たばこ 1 g を紙巻たばこ 1 本に換算していましたが、平成 30 年 10 月から「価格」と「重量」を加味して換算する方式へ、5 年かけて段階的に移行しています。令和 4 年 10 月 1 日には移行の第 5 段階が行われる予定です。

申告と納税

卸売販売業者等が毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに県に申告して納めます。

たばこは県内で買いましょう！

